

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

報告事項件名	頁
1 多文化共生推進計画策定検討会及び策定スケジュールの見直しについて . . .	2
2 「あだち国際交流フェア in A - F e s t a 2026」の開催について . . .	5
3 足立区育児・介護休業取得応援奨励金の交付要件の変更について	7
4 ギャラクシティ改修工事の実施設計及び休館中の対応について	9
5 学びピア21土地賃貸借契約更新作業の進捗について	12
6 竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台への昇降機設置の検討状況につい て	15
7 アーバンスポーツ施設の設置に向けた検討状況について	17
8 足立区学校開放事業審議会の実施結果（第5回）及び答申について	20
9 梅田八丁目複合施設における専門家検証のスケジュール変更について	24
10 梅田図書館及び梅田地域学習センターの指定管理期間の延長について	26

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和8年8月18日

件 名	多文化共生推進計画策定検討会及び策定スケジュールの見直しについて																			
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																			
内 容	6月26日の区民委員会で報告した標記の件について、改めて策定スケジュールの見直しを行ったため、報告する。 1 見直しの背景について 区内外国人の増加傾向や区内各地域における外国人利用施設の増加等に伴い、支援と規制の双方の立場から様々な意見が行政に寄せられている。こうした状況を踏まえ、より多角的な視点に基づく考え方を計画に反映させるため、策定プロセスを見直すこととした。 2 計画策定検討会について 当初は要綱による検討会の設置を考え進めてきたが、区議会議員を含むより多くの方々の意見を取り入れるために、<u>附属機関として条例により審議会を設置する方針に変更する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>当初の予定</th><th>変更後の予定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置根拠</td><td>要綱</td><td>条例</td></tr> <tr> <td>会議形態</td><td>検討会</td><td>審議会（附属機関）</td></tr> <tr> <td>議員の委嘱</td><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>諮問と答申</td><td>なし</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>設置の考え方</td><td>現場や有識者の率直な意見を聞く場として位置付ける。</td><td> ① 計画の内容が中長期の区政運営に重大かつ広範な影響を及ぼすことから、より中立かつ公正な検討体制を整備する。 ② 審議会より答申という形式で意見をもらうことにより、それに対する区の考え方を示しながら計画策定作業を進める。 </td></tr> </tbody> </table>			当初の予定	変更後の予定	設置根拠	要綱	条例	会議形態	検討会	審議会（附属機関）	議員の委嘱	なし	あり	諮問と答申	なし	あり	設置の考え方	現場や有識者の率直な意見を聞く場として位置付ける。	① 計画の内容が中長期の区政運営に重大かつ広範な影響を及ぼすことから、より中立かつ公正な検討体制を整備する。 ② 審議会より答申という形式で意見をもらうことにより、それに対する区の考え方を示しながら計画策定作業を進める。
	当初の予定	変更後の予定																		
設置根拠	要綱	条例																		
会議形態	検討会	審議会（附属機関）																		
議員の委嘱	なし	あり																		
諮問と答申	なし	あり																		
設置の考え方	現場や有識者の率直な意見を聞く場として位置付ける。	① 計画の内容が中長期の区政運営に重大かつ広範な影響を及ぼすことから、より中立かつ公正な検討体制を整備する。 ② 審議会より答申という形式で意見をもらうことにより、それに対する区の考え方を示しながら計画策定作業を進める。																		

3 区民委員の公募について

要綱を根拠に計画策定検討会を設置する考えで進めてきたため、あだち広報 7 月 10 日号で区民委員の募集を開始している。

条例を根拠に設置する場合は、条例の議決後に公募を開始する必要があるため、既に応募された方には、選考スケジュールが当初の予定より遅れる旨をお詫びし、条例議決後に全ての応募者へ再公募の案内を行う。

4 策定スケジュール

年度	当初の予定	変更後の予定
令和 7 年度	「多文化共生意識調査」の実施	「多文化共生意識調査」の実施
令和 8 年度	① 計画骨子の検討 ② 各施策・事業・指標の検討 ③ 計画書原案の作成 ④ パブリックコメントの実施 ⑤ 計画書の完成	【変更】審議会条例の制定 ① 計画骨子の検討
令和 9 年度		【変更】追加調査の実施 ② 各施策・事業・指標の検討 ③ 計画書原案の作成
令和 10 年度		④ パブリックコメントの実施 ⑤ 計画書の完成

5 追加調査の実施及び補正予算案の上程について

令和 7 年度意識調査の結果が区の想定と乖離し、新たな質問の必要性も生じたため、追加調査を行うこととする。

(1) 追加調査の主な内容（案）

令和 7 年度 調査結果	追加調査の内容
【日本人向け調査】 外国人の居住に対する意識について、若い世代ほど否定的な傾向がみられる。	特に若い世代がそのように考える理由を深掘りする。
【外国人向け調査】 8 割台半ばの回答者が、今後も足立区に住み続けたいと考えている。	足立区に住み続けたい理由を深掘りする。
	令和 8 年 3 月から運用を開始した多言語生活ガイド動画の認知度や効果を調査する。

(2) 補正予算案の上程

計画策定に関し、令和7・8年度の2か年で債務負担を設定し事業者と契約を結んでいるが、スケジュールの見直し及び追加調査の実施に伴い経費の増額が必要となるため、第3回定例会にて補正予算案の上程を予定している。

6 今後の予定

年 月	内 容
令和8年 9月	補正予算案及び審議会条例案の提出
令和8年10月	区民委員の公募
令和8年11月	区民委員の選考、委員決定
令和8年12月	第1回審議会の開催

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件 名	「あだち国際交流フェア in A - F e s t a 2026」の開催について																		
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課																		
内 容	令和8年度に開催予定の「あだち国際交流フェア」について、これまでの実施会場である本庁舎から会場を移し、あだち区民まつり「A - F e s t a 2026」の会場内で実施するため、次のとおり報告する。 1 開催目的 国際交流イベントを通じて、文化や生活習慣等の多様性を相互に理解し、多文化共生社会の発展を図ることを目的とする。 2 開催日時 令和8年10月10日（土）、11日（日） 午前10時から午後4時まで 3 開催場所 荒川河川敷「虹の広場」 4 実施内容（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th><th>プログラム</th><th>詳細</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステージゾーン</td><td>各国のステージパフォーマンス（6団体程度）</td><td>各国の伝統楽器の演奏や歌唱、ダンスパフォーマンスなど</td></tr> <tr> <td rowspan="5">ショッピングゾーン （合計16ブース）</td><td>外国の料理販売（8ブース）</td><td>世界の食が味わえるブースの出店</td></tr> <tr> <td>外国の雑貨販売（3ブース）</td><td>外国の民芸品や雑貨販売</td></tr> <tr> <td>ウクライナ避難民による民芸品販売（1ブース）</td><td>区内在住のウクライナ避難民が制作した民芸品の販売</td></tr> <tr> <td>外国の文化体験（3ブース）</td><td>区内大学や日本語学校の留学生による母国の文化紹介（外国の遊びや言葉の体験）</td></tr> <tr> <td>外国人向け防災体験（1ブース）</td><td>日本の災害に関する体験や備蓄品の紹介</td></tr> </tbody> </table>		会場	プログラム	詳細	ステージゾーン	各国のステージパフォーマンス（6団体程度）	各国の伝統楽器の演奏や歌唱、ダンスパフォーマンスなど	ショッピングゾーン （合計16ブース）	外国の料理販売（8ブース）	世界の食が味わえるブースの出店	外国の雑貨販売（3ブース）	外国の民芸品や雑貨販売	ウクライナ避難民による民芸品販売（1ブース）	区内在住のウクライナ避難民が制作した民芸品の販売	外国の文化体験（3ブース）	区内大学や日本語学校の留学生による母国の文化紹介（外国の遊びや言葉の体験）	外国人向け防災体験（1ブース）	日本の災害に関する体験や備蓄品の紹介
会場	プログラム	詳細																	
ステージゾーン	各国のステージパフォーマンス（6団体程度）	各国の伝統楽器の演奏や歌唱、ダンスパフォーマンスなど																	
ショッピングゾーン （合計16ブース）	外国の料理販売（8ブース）	世界の食が味わえるブースの出店																	
	外国の雑貨販売（3ブース）	外国の民芸品や雑貨販売																	
	ウクライナ避難民による民芸品販売（1ブース）	区内在住のウクライナ避難民が制作した民芸品の販売																	
	外国の文化体験（3ブース）	区内大学や日本語学校の留学生による母国の文化紹介（外国の遊びや言葉の体験）																	
	外国人向け防災体験（1ブース）	日本の災害に関する体験や備蓄品の紹介																	

5 今後の方針

- (1) 国際交流イベントを開催していることが来場者に伝わるよう、大きな看板を設置し目立たせることで、多くの方に国際交流のブースへ立ち寄っていただく。
- (2) 実施会場が屋外に変更となるので、参加団体には会場の使用方法などを丁寧に説明し、円滑な運営を目指していく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 8 年 8 月 1 8 日

件名	足立区育児・介護休業取得応援奨励金の交付要件の変更について									
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課									
内容	足立区育児・介護休業取得応援奨励金（以下、「区奨励金」という。）について、交付要件である都奨励金「働くパパママ育業応援奨励金」が終了となり、新たに「働く人の育業応援奨励金」が新設された。 「働く人の育業応援奨励金」についても、企業の育業取得や復職しやすい環境整備を推進するものであることから、区奨励金の支給対象に追加する。 1 区奨励金事業について （１）事業概要 従業員の育児休業または介護休業取得に取り組み、都奨励金を受給した区内企業に対し、区独自の奨励金を上乗せして支給することで、働きやすい職場環境の整備を推進する。 （２）対象となる都奨励金 ア 働くパパママ育業応援奨励金（事業終了） ※ 受給後１年間は区奨励金申請が可能のため、申請可能期間終了後に対象から削除する。 イ 介護休業取得応援奨励金（変更なし） ウ <u>働く人の育業応援奨励金（新規追加）</u> （３）交付金額 一律１５万円（変更なし） 【参考】区奨励金支給実績 <table><tr><th>年 度</th><th>交付件数</th><th>交付予定数</th></tr><tr><td>令和７年度</td><td>１０件</td><td>３０件</td></tr><tr><td>令和８年度</td><td>１２件 ※ 令和８年６月末時点</td><td>３０件</td></tr></table>	年 度	交付件数	交付予定数	令和７年度	１０件	３０件	令和８年度	１２件 ※ 令和８年６月末時点	３０件
年 度	交付件数	交付予定数								
令和７年度	１０件	３０件								
令和８年度	１２件 ※ 令和８年６月末時点	３０件								

2 都奨励金事業の変更について

	【変更前】 働くパパママ育業応援奨励金	【変更後】 働く人の育業応援奨励金
制度構成	① 働くパパコース NEXT ② もっとパパコース ③ パパと協力！ママコース ④ 働くママコース NEXT	1つのコースに統合
対象規模	従業員数 300 人以下 (②のみ規模不問)	従業員数 2 人～999 人 (中堅企業に拡大)
育業日数 要件	男性：① 15 日以上 ②③ 30 日以上 女性：③ 6 か月～1 年未満 ④ 1 年以上	男性：通算 58 日以上 (中小等は 45 日以上) 女性：通算 86 日以上 (産休+1 か月)
支給額	① 25 万～420 万円 ② 80 万～170 万円 ③ 100 万円 ④ 125 万～175 万円	基本支給額 125 万円 取組に応じ最大 420 万円
必須の 取組	①② 法令に基づく職場環境整備 ③ 面談、情報提供の実施 ③ 法令を上回る職場環境整備 ④ 育業計画策定	育業計画策定、復職面談、 法令を上回る職場環境整備※（3 つ以上）の全てを実施

※ 有給の子の看護等休暇導入、育児短時間勤務制度の利用年数延長、病児保育経費の補助、子連れ出勤制度の導入等

3 今後の方針について

(1) 区奨励金及び都の新たな奨励金について、以下のとおり区内企業に周知していく。

- ① 区ホームページへの掲載（都ホームページと相互リンク）
- ② 区 SNS への掲載
- ③ あだち info トキメキに掲載
- ④ 関係企業団体（法人会・商工会議所など）の会合等での説明
- ⑤ 産業経済部が管理する「企業情報データベース」を活用し、約 3, 0 0 0 社に対して、チラシを郵送
- ⑥ 都奨励金を活用した区内企業名の提供を東京都へ依頼し、個別に周知
- ⑦ 区内信用金庫との意見交換会にて周知し、営業担当を通じて区内企業へアプローチを図る。

(2) 社会保険労務士等を派遣するワーク・ライフ・バランス専門家派遣事業を併せて周知することで、都奨励金の活用促進を図る。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 8 年 8 月 1 8 日

件 名	ギャラクシティ改修工事の実施設計及び休館中の対応について												
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課 中央図書館、地域のちから推進部住区推進課、 施設営繕部西部地区建設課												
内 容	令和 9 年 4 月からの改修工事着工に向けて実施設計の概要がまとまったため、次のとおり報告する。併せて休館中の既存事業の対応について報告する。 1 実施設計（概要） （1）工事期間 令和 9 年 4 月から令和 1 2 年 3 月まで（3 年） （2）休館期間 令和 9 年 3 月から令和 1 2 年 4 月まで（3 年 2 か月） ※ 移転及び再開準備を含む。 （3）主な工事内容 ア 施設維持のための電気・機械設備の改修 こども未来創造館及び西新井文化ホールの両館を管理する空調機や電気容量をまかなう受変電設備など大規模な設備更新に加えて、照明設備や配管など施設全般にわたる設備改修を行う。 イ 西新井文化ホールホワイエへのトイレ増設 ニーズの高かった段差のないトイレを新設することで、利便性向上を図る。 ウ 西新井文化ホール特定天井の改修 地震に伴う天井の崩落を防ぐため、脱落防止を図る耐震改修を行う。 （4）工事費 約 1 3 0 億円 2 改修工事のスケジュール（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年 1 2 月</td><td>改修工事費の補正計上</td></tr> <tr> <td>令和 9 年 3 月</td><td>契約議案を議会へ上程</td></tr> <tr> <td>令和 9 年 3 月～</td><td>ギャラクシティ休館</td></tr> <tr> <td>令和 9 年 4 月～令和 1 2 年 3 月</td><td>改修工事</td></tr> <tr> <td>令和 1 2 年 5 月～</td><td>ギャラクシティ再開</td></tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和 8 年 1 2 月	改修工事費の補正計上	令和 9 年 3 月	契約議案を議会へ上程	令和 9 年 3 月～	ギャラクシティ休館	令和 9 年 4 月～令和 1 2 年 3 月	改修工事	令和 1 2 年 5 月～	ギャラクシティ再開
年 月	内 容												
令和 8 年 1 2 月	改修工事費の補正計上												
令和 9 年 3 月	契約議案を議会へ上程												
令和 9 年 3 月～	ギャラクシティ休館												
令和 9 年 4 月～令和 1 2 年 3 月	改修工事												
令和 1 2 年 5 月～	ギャラクシティ再開												

3 休館中の対応について

(1) ギャラクシティ事業の継続と事業見直し

令和8年度第3回定例会にて事業運営の補正予算が可決された場合には、次のとおり取り組む。

ア アウトリーチによる体験機会の提供

休館中も移動式プラネタリウムによる観望会や中高生対象の部活動「Gがくえん」等の既存事業の館外開催など、引き続き子どもの体験機会を提供する。事業者は令和8年度に入札により選定する。

イ 既存事業の見直し

(ア) 内容

大規模改修工事は設備更新が中心であるが、休館中に一定の事業見直しが必要である。大規模改修工事とは別に、新たな体験コンテンツの導入や多様な世代が活動できる空間作りなどについて調査・検討を行う。

(イ) 今後の進め方

- ① 専門知識を有する事業者へ委託し、令和9年度前半までにニーズ調査や施設・運営面の見直しの必要性について調査する。
- ② 上記①の調査結果や構想を基に、庁内で方針を決定する。
- ③ 定めた方針に基づき、プロポーザルで事業者を選定し、設備等の更新を行う。また、運営面の見直しについては、指定管理者への仕様へ反映する。

(2) 子育てサロン西新井の対応

改修工事期間中は休室とする。休室中の一時預かり事業及び出張子育てサロンについては、以下のとおり進める。

ア 一時預かり事業

以下の理由により、ギャラクシティ休館中は事業休止とする。

(ア) 利用者の半数以上が月1～2回程度の短時間利用であるため。

(イ) 「一時保育」「こども誰でも通園制度」等、他のサービスにより代替が可能であるため。ただし、上記サービスを知らない人も多いと考えられるため、休館前から利用者への周知強化を図る。

イ 出張子育てサロン

出張サービスによる事業継続を予定している。

(ア) 場所 こども支援センターげんき1階集会室

(イ) 内容 あかちゃんず、年齢別交流会

(ウ) 回数 月2回程度

	(3) 図書受渡窓口 令和8年度第4回定例会にて図書事業の補正予算が可決された場合には、次のとおり、臨時の図書受渡窓口を設置する。 ア 設置場所 こども支援センターげんき 1 階ロビー イ 運営形態 業務委託 ※ 開設日や開設時間、利用サービス等については、現在調整中 4 今後の方針 改修工事に関する進展や変更があった場合には、速やかに報告する。
--	--

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 8 年 8 月 1 8 日

件 名	学びピア 2 1 土地賃貸借契約更新作業の進捗について														
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課 総務部人事課														
内 容	昨年 7 月、賃料改定した学びピア 2 1 土地賃貸借契約について、令和 9 年 2 月 1 5 日から東京都住宅供給公社（以下、「J K K」という。）と更新契約を締結する。 ついては、更新作業の進捗について、次のとおり報告する。														
	1 これまでの経過														
	<table><tr><th>時 期</th><th>内 容</th><th>1 年間の賃料</th></tr><tr><td>平成 9 年 2 月</td><td>区と J K K が契約締結 (契約期間 3 0 年間)</td><td>13, 697, 028 円</td></tr><tr><td>平成 1 5 年 1 0 月</td><td>土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼</td><td></td></tr><tr><td>平成 1 7 年 4 月</td><td>区と J K K の合意に基づき賃料 を変更</td><td>10, 957, 620 円</td></tr></table>			時 期	内 容	1 年間の賃料	平成 9 年 2 月	区と J K K が契約締結 (契約期間 3 0 年間)	13, 697, 028 円	平成 1 5 年 1 0 月	土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼		平成 1 7 年 4 月	区と J K K の合意に基づき賃料 を変更	10, 957, 620 円
	時 期	内 容	1 年間の賃料												
	平成 9 年 2 月	区と J K K が契約締結 (契約期間 3 0 年間)	13, 697, 028 円												
	平成 1 5 年 1 0 月	土地価格が下落したため、J K K から賃料減額の協議依頼													
	平成 1 7 年 4 月	区と J K K の合意に基づき賃料 を変更	10, 957, 620 円												
	↑ 平成 1 7 年度以降の 2 0 年間、賃料にかかる見直しを行っていない。														
	令和 7 年	6 月 1 9 日 (木)	区から内容証明郵便の発送 ① 令和 7 年度新賃料 ② 過去の既支払分の差額請求												
		6 月 2 5 日 (水)	J K K から回答書到達 ① 令和 7 年度の新賃料の協議 に応じる。 ② 過去の差額の請求には応じ られない。												
6 月 2 6 日 (木)		区から令和 7 年度新賃料増額の 協議書の発送													
8 月 1 2 日 (火)		J K K から回答書到達、増額希 望賃料に合意する。													
7 月 1 日 (火)		変更契約の効力発生日	20, 711, 916 円												
9 月 1 日 (月)		新賃料の変更契約締結日													

2 契約更新作業の進捗

(1) 再発防止等

- ア 新たに賃料改定協議を3年ごとに行う規定を追加（消費者物価指数を用いて賃料改定）
- イ 業務引継ぎの徹底（新たな契約期間中の賃料改定を反映したスケジュールの策定と情報共有）
- ウ 行政財産担当部署（資産管理課）との連携強化
- エ 当事例の教訓を生かし、副区長が全庁の部室長に注意喚起をして、口頭で指導を行う。

(2) 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和8年	9月	近傍基準地価格が公表され、更新契約後の新賃料を算定する
	11月	足立区財産価格審議会に付議※
	12月	更新契約の締結
令和9年	1月	議会報告
	2月15日（月）	新賃料を適用した契約期間の開始

※ 新賃料が1年につき10%以上変動する場合のみ諮る。

3 事故報告に対しての人事課による調査結果

本事案について、人事課にて調査を行った。要点は以下のとおり。

(1) 事故の原因

JKKと賃料改定の協議を行うことについて、十分な引継ぎが行われていなかった。しかし、変更契約から20年以上が経過しており、職員の退職等により所管課の特定や当時の状況の事実確認ができなかった。

(2) 当該事案に対する見解

賃料変更について、契約書では賃料が近隣の地価や賃料と比較して不相当である場合に改定できると及び不相当の判断基準として近傍基準地価格の変動率を用いることを規定している。

しかし、どの程度の賃料の差を不相当とするかについて規定されておらず、その判断は所管課の主観に拠らざるを得ない。従って変動率を確認し賃料が不相当に当たらないとしてJKKと協議を行わなかったとしても不適切な事務処理が行われたとすることはできない。

(3) 区に対する損失額

昨年7月1日の区民委員会で、近傍土地価格に応じた賃料との差額を約6,300万円※と報告したが、(2)のとおり賃料を変更する時期が不明確なため、区に与えた損失額について正確な金額を算出することはできない。

※ 近傍の基準値価格の変動率を基に、契約時から毎年度賃料を見直した場合の差額を推定した合計金額

(4) 職員個人の処分について

上記内容から、職員の業務上の対応について、故意・重過失が認められず法令や規則等に違反する行為であるとまでは言えないため、職員の処分は行わない。

※ なお、調査には弁護士の意見もいただいております、足立区懲戒分限審査委員会にて職員の処分なしの結論について異議はない旨の答申を得ている。

4 区の責任について

職員個人の責任は言及できないが、本事案は20年以上にわたり契約の見直しがされておらず、適宜事務の見直しを行うような指示や組織間の連携を促すなどの行政としての統制が不十分であった結果である。

そのため、区長、副区長、教育長については、特別職の給与を減額する条例を令和8年第3回定例会に上程する予定である。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和 8 年 8 月 1 8 日

件 名	竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台への昇降機設置の検討状況について																				
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課																				
内 容	令和 8 年第 1 回及び第 2 回定例会で継続審査中の、竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台へのスロープまたは昇降機の設置を求める陳情について検討を進めている。これまでの検討状況を次のとおり報告する。 1 検討内容 (1) スロープは設置スペースが確保できないため、昇降機を設置する。 (2) 昇降機は舞台前に設置予定であるが、竹の塚地域学習センターについてはホール客席の最前列から舞台まで 1 m 未満であるため、一部座席の撤去が必要である。 (3) 車いす使用者をはじめ、階段の昇降が難しい高齢者等も利用できる機器を導入する。 2 導入を検討する昇降機（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置方法</td><td>移動式（キャスター付）</td></tr> <tr> <td>本体寸法</td><td>850×1,400 mm (カゴの内寸 800×1,350mm)</td></tr> <tr> <td>本体重量</td><td>約 200 kg</td></tr> <tr> <td>積載能力</td><td>耐荷重 240 kg、電動車椅子の利用者も昇降可能</td></tr> <tr> <td>備 考</td><td>工事不要（現場組立） 一般の 100 V コンセントに接続して使用</td></tr> </tbody> </table> 3 スケジュール（予定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年 9 月</td><td>補正予算の計上（昇降機 2 台）</td></tr> <tr> <td>令和 8 年 1 0 月～</td><td>物品購入契約（受注生産、納期 4 か月） 一部座席の撤去（別途主管課工事）</td></tr> <tr> <td>令和 9 年 3 月</td><td>設置導入完了</td></tr> </tbody> </table>	項目	仕様	設置方法	移動式（キャスター付）	本体寸法	850×1,400 mm (カゴの内寸 800×1,350mm)	本体重量	約 200 kg	積載能力	耐荷重 240 kg、電動車椅子の利用者も昇降可能	備 考	工事不要（現場組立） 一般の 100 V コンセントに接続して使用	時期	内容	令和 8 年 9 月	補正予算の計上（昇降機 2 台）	令和 8 年 1 0 月～	物品購入契約（受注生産、納期 4 か月） 一部座席の撤去（別途主管課工事）	令和 9 年 3 月	設置導入完了
項目	仕様																				
設置方法	移動式（キャスター付）																				
本体寸法	850×1,400 mm (カゴの内寸 800×1,350mm)																				
本体重量	約 200 kg																				
積載能力	耐荷重 240 kg、電動車椅子の利用者も昇降可能																				
備 考	工事不要（現場組立） 一般の 100 V コンセントに接続して使用																				
時期	内容																				
令和 8 年 9 月	補正予算の計上（昇降機 2 台）																				
令和 8 年 1 0 月～	物品購入契約（受注生産、納期 4 か月） 一部座席の撤去（別途主管課工事）																				
令和 9 年 3 月	設置導入完了																				

4 利用者・関係団体へのヒアリング

施設利用団体及び障がい者団体から、次のとおり設置にかかる意見を確認した。

- (1) 施設利用団体から、車いすの利用者や階段の昇降が困難な方が増えているため、合唱等の活動を継続するモチベーションになるとのご意見をいただいた。
- (2) 障がい者団体と現地立会いを行い、入り口から舞台までの経路を確認した結果、舞台上で発表や表彰の機会が得られる様になりとても嬉しいとのご意見をいただいた。

5 今後の方針

- (1) 令和8年度中の昇降機導入に向け、第3回定例会にて補正予算を計上予定
- (2) 今後、進捗や変更事項が生じた場合は、あらためて報告を行う。

【参考】昇降機（写真イメージ） 使用しない時は移動して保管



梅田センター舞台右側
(設置した場合)



竹の塚センター舞台右側
(座席一部撤去想定)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和8年8月18日

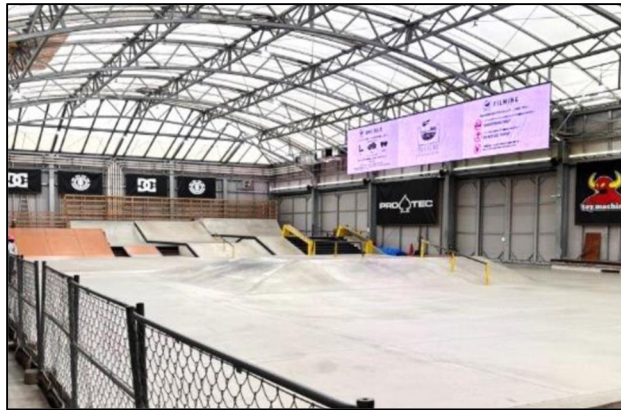
件 名	アーバンスポーツ施設の設置に向けた検討状況について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	区では、アーバンスポーツ施設設置の方向で検討を進めており、区立公園、都立公園への設置の可能性を調査している。 については、他の自治体でのアーバンスポーツ施設設置における課題もヒアリングしているため、検討状況とあわせて報告する。 1 先行事例の視察 (1) 古ヶ崎スケートボード場（松戸市） ア 所在地 松戸市古ヶ崎地先 古ヶ崎河川敷スポーツ広場内 イ 開設日 令和7年4月19日（土） ウ 面積 約1,000㎡ エ 設置背景 松戸市内には小規模なスケートボード場が1か所存在していたが、オリンピックなどをきっかけに機運の高まりから、さらなる施設整備を求める意見が挙がり、整備することとなった。 オ 整備地の選定理由 住居から100m以上離れており、周辺に高層マンションが無いことから、騒音などの影響に配慮して、河川敷内に整備した。整備にあたっては松戸市スケートボード協会が設計協力等を行った。 カ 利用状況等 河川敷への車の出入りを制限しておらず、使用料も徴収していないため、平日日中の利用もあり、平均して1時間当たり12人ほどの利用がある。  (2) ムラサキパーク立川立飛（立川市） ア 所在地 立川市泉町935 イ 開設日 令和5年7月15日（土） ウ 面積 屋内約950㎡、屋外約800㎡

エ 設置背景

スケートボードの人気の急速に高まった一方で、首都圏では滑る場所が少ないという課題解決のため、立川市から出店の提案を受け、株式会社立飛ホールディングスの所有地に、株式会社ムラサキスポーツにより民設民営で整備された。

オ 利用状況等

1 か月あたり、延べ1, 000人以上の利用がある。10～20代の利用が約半数を占め、未就学児からシニアまで幅広く利用されている。初心者が約6割、中級以上が約4割で、プロを目指す10代の利用が多い。千住関屋町で運営していたムラサキパーク東京の方が利用者数は多く、現店舗に足立区からの来客もある。



(3) 武蔵野公園スケートボード広場（府中市）

ア 所在地 府中市多磨町2-24-1

イ 開設日 令和7年6月25日（水）

ウ 面積 約1, 100㎡

エ 設置背景

当該地は、スケートボード広場として整備される以前から、愛好家たちがスケートボードを楽しむエリアとして利用されていた。東京オリンピック以降の競技人口の増加と、都立公園における利用要望の高まりを受け、設置位置や規模、他用途との調和、騒音対策等の諸条件を考慮し、専用施設として改めて整備・開設した。

オ 利用状況等

平日は主に20～40代の10～20人程度、週末は未就学児からシニアまで幅広い利用者が30～40人程度利用している。



2 運営事業者（株式会社ムラサキスポーツ）へのヒアリング

（１）足立区内での需要

足立区全域の中で滑れる場所がほとんど無いため、住宅街から離れた不便な場所であってもある程度の需要は見込まれる。

（２）整備にあたっての課題

ア 住宅が隣接している場所は近隣の理解を得にくい。特にスケートボードの音は聞いたことがない音であり、騒音の基準値未満の音であっても嫌がられることが多い。

イ 鉄道高架下などの元々騒音がある場所であっても、住宅の近くに位置する場所では、アーバンスポーツ施設の整備が頓挫した事例がある。

ウ 公園内への整備事例はあるが、公園は法の定めが厳しく、開設まで時間を要する傾向がある。アークタウン宇都宮は開設までに７年を要している。

（３）運営条件等

ア 使用料を無料とした場合は無法地帯化しやすく、施設管理が難しくなるほか、初心者が入りづらい施設となる傾向がある。

イ アーバンスポーツにケガはつきものであり、民間施設でも公共施設でも、ケガは自己責任としている施設がほとんどである。

ウ 施設運営は委託でも指定管理でも良いと思うが、路面の状況を見て安全に利用できるかを判断する必要があるため、知見を持った人材の配置は必須である。

エ 駅から離れた場所に設置する場合は、駐車場併設が好ましい。

3 整備候補地の検討状況

必要な面積の確保、駅からの距離や駐車場の有無等の利便性、住宅地との距離等の視点から検討したが、区立公園における設置は課題が多いため、都立公園での可能性を含めて、検討していきたい。

4 今後の方針

年内に整備地を決定することを目指し、以下の対応を進めていく。

（１）未利用区有地などの整備候補地の情報を集め、整備地決定に向けて庁内連携を図っていく。

（２）施設の設置場所や運営手法等について、東京都、アーバンスポーツ施設運営事業者等との情報交換を継続する。

（３）収集した候補地情報や他自治体の事例を踏まえ、開設に向けた計画の策定に向け、引き続き調査・検討を進めていく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和8年8月18日

件 名	足立区学校開放事業審議会の実施結果（第5回）及び答申について																		
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課																		
内 容	足立区学校開放事業審議会（全5回）について、令和8年7月17日に最終回となる第5回審議会を開催し、答申策定に向けて議論の振り返り及びまとめを行った。その後、8月7日付で同審議会から答申を受けたため、次のとおり報告する。 1 第5回審議会での答申案に対する主な意見 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>主な意見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>オンライン化により蓄積されるデータをうまく活用してほしい。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>スマートロックについて「慎重に検討」という表現は消極的に捉えられるため、費用対効果を整理した上で、前向きに導入の検討をしてほしい。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>特定の登録団体による枠の占有（早い者勝ち）をシステムでどう制御するかが、運用する際の課題である。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>子どもの安全確保を5つ目の提言として盛り込むことはできないか。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>指導者向け講習会への出席を必須とすることを盛り込むべきである。</td></tr> <tr> <td>6</td><td>校庭の夜間利用について、学校の環境整備や、それに合わせた料金体系の検討を盛り込むべきである。</td></tr> <tr> <td>7</td><td>在住・在勤・在学者の割合を偽って登録するなどの悪質なケースを罰則規定（虚偽申請）に明記し、抑止力を持たせるべきである。</td></tr> <tr> <td>8</td><td>いつまでに何を実施するのかという具体的なスケジュールや目標（ロードマップ）を示し、進捗を審議会委員にも共有してほしい。</td></tr> </tbody> </table> 2 答申について 令和8年8月7日付で答申の提出を受けた。 ※ 答申については、別添資料「学校開放事業の制度見直しについて」（答申）参照	No.	主な意見	1	オンライン化により蓄積されるデータをうまく活用してほしい。	2	スマートロックについて「慎重に検討」という表現は消極的に捉えられるため、費用対効果を整理した上で、前向きに導入の検討をしてほしい。	3	特定の登録団体による枠の占有（早い者勝ち）をシステムでどう制御するかが、運用する際の課題である。	4	子どもの安全確保を5つ目の提言として盛り込むことはできないか。	5	指導者向け講習会への出席を必須とすることを盛り込むべきである。	6	校庭の夜間利用について、学校の環境整備や、それに合わせた料金体系の検討を盛り込むべきである。	7	在住・在勤・在学者の割合を偽って登録するなどの悪質なケースを罰則規定（虚偽申請）に明記し、抑止力を持たせるべきである。	8	いつまでに何を実施するのかという具体的なスケジュールや目標（ロードマップ）を示し、進捗を審議会委員にも共有してほしい。
No.	主な意見																		
1	オンライン化により蓄積されるデータをうまく活用してほしい。																		
2	スマートロックについて「慎重に検討」という表現は消極的に捉えられるため、費用対効果を整理した上で、前向きに導入の検討をしてほしい。																		
3	特定の登録団体による枠の占有（早い者勝ち）をシステムでどう制御するかが、運用する際の課題である。																		
4	子どもの安全確保を5つ目の提言として盛り込むことはできないか。																		
5	指導者向け講習会への出席を必須とすることを盛り込むべきである。																		
6	校庭の夜間利用について、学校の環境整備や、それに合わせた料金体系の検討を盛り込むべきである。																		
7	在住・在勤・在学者の割合を偽って登録するなどの悪質なケースを罰則規定（虚偽申請）に明記し、抑止力を持たせるべきである。																		
8	いつまでに何を実施するのかという具体的なスケジュールや目標（ロードマップ）を示し、進捗を審議会委員にも共有してほしい。																		

3 答申のポイント

柱	内容
柱Ⅰ オンライン化による 効率化と負担軽減	(1) オンライン予約・決済システムの導入 (2) 空き室情報の可視化と利用促進 (3) 利用調整会議の再定義と負担軽減 (4) デジタル機器の操作に不安がある方への配慮 (5) スマートロック導入による施設管理の自動化に向けた検討
柱Ⅱ 公平性を担保する 「登録要件の見直し」と不公平感の解消	(1) 新たに区内在住・在勤・在学者割合の導入 (2) 「1団体1校登録」原則の適正運用 (3) 利用時間上限設定の検討 (4) 減免制度の適正化と運用見直し (5) 部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動への対応検討
柱Ⅲ 「貸出枠の細分化」による利用機会の創出	(1) 1時間単位の貸出導入 (2) 体育館の半面利用の促進 (3) 気候変動への対応と夜間利用の環境整備
柱Ⅳ 「罰則規定の導入」と ルールの厳格な運用	(1) 遵守すべきルールの明文化と徹底 (2) 4段階の段階的罰則基準の整備 (3) 公平な判断プロセスの導入 (4) 指導者の資質向上と他部署連携

4 今後の方針

答申を受け、具体的な施策の実現性や実施スケジュールについて精査を行い、令和8年9月を目途に、取組の方向性について議会へ報告する予定である。

5 審議会委員の再任について

第5回審議会の開催日程が委員の任期である令和8年6月30日以降となり、審議の継続および答申の取りまとめが必要であるため、委員の再任を行った。

※ 新たな任期は、令和8年7月13日から令和9年7月12日まで

6 これまでの審議経過

	日程	主な内容
第1回	令和7年 7月28日（月）	4つの課題に対して4つの柱に分類し、議論のベースを定めた。
第2回	令和7年 10月27日（月）	審議会の開催回数を3回から5回に変更した。 柱Ⅰ オンライン化と負担軽減 予約システムの電子化について検討した。
第3回	令和8年 1月30日（金）	柱Ⅱ 登録要件の見直し 柱Ⅲ 貸出枠の見直し
第4回	令和8年 3月12日（木）	柱Ⅳ 罰則規定の導入 暴力事案を教訓とした再発防止策の検討 PTA団体における現役要件の見直し
第5回	令和8年 7月17日（金）	答申策定に向けて議論の振り返り及びまとめ

【参考】足立区学校開放事業審議会の概要

1 所掌事項

（1）足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申すること。

ア 学校施設の適正な使用に関すること。

イ 団体利用のあり方に関すること。

ウ 利用上のルールに関すること。

エ その他、委員会が必要と認めること。

2 組織 ※ 委員一覧は、別紙1を参照

委員会が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

3 過去の開催実績

平成22年度に条例、施行規則を制定した上で諮問し、平成23年度に答申を受けている。今回、平成23年度以来の審議会開催である。

足立区学校開放事業審議会委員名簿

任期 令和 8 年 7 月 1 3 日から令和 9 年 7 月 1 2 日まで

	区分	氏名（敬称略）	職歴等
1	学識経験者	二 宮 雅 也	文教大学教授（スポーツ社会学）
2	学校教育 関係者	吉 野 美 一	足立区立小学校 P T A 連合会 （弘道第一小学校 P T A 会長）
3		山 口 美 郁	足立区立中学校 P T A 連合会 （江南中学校 P T A 会長）
4		村 松 治	足立区立千寿双葉小学校校長
5		浅 香 英 典	足立区立興本扇学園校長
6	社会教育 関係者	羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会会長
7		飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ 興本倶楽部会長
8		石 澤 美也子	総合型地域クラブ 千住ウエスト会長
9		大 林 英 夫	足立区青少年対策地区委員会会長連絡協議会 副会長
10		山 崎 弘 孝	足立区スポーツ協会副会長
11	区議会議員	くじらい 実	区議会議員
12		へんみ 圭 二	区議会議員
13	公募による 区民	岡 井 伴 治	区民
14		櫻 井 悠 夏	区民
15		田 口 藍	区民
16		正 岡 佳	区民

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和8年8月18日

件 名	梅田八丁目複合施設における専門家検証のスケジュール変更について																													
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館 図書館サービスデザイン担当課、施設営繕部西部地区建設課																													
内 容	梅田八丁目複合施設の専門家検証（照査業務委託）について、スケジュールが変更になることが判明したため報告する。																													
	1 照査業務の延長理由 事業者への事前調査の結果、以下の理由から6か月程度の期間（当初想定2か月）を要することが判明したため、照査業務期間を延長する。 なお、下記のスケジュール変更については予算額への影響はない。 (1) 入札不調により委託開始時期が遅れたため。 (2) 一般的な照査業務に加え、現状計画への対案を項目追加したため。 (3) 業界全体の技術者不足等から、現実的な工期設定を要するため。 2 スケジュール変更について <table><thead><tr><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>当初</td><td>～R8.3 実施設計完了 →●</td><td>R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.5～7 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.9 議会報告(検証結果の報告) ●</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="3">建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定</td></tr></tbody></table> ↓ <table><thead><tr><th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>変更後</td><td>～R8.3 実施設計完了 →●</td><td>R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.11頃 議会報告 (専門家検証の中間報告)</td><td>R9.4 議会報告(検証結果の報告) ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 → R9.夏 庁内意思決定 (経営会議) ★ R9.8頃 議会報告 (事業実施の可否) ●</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="3">建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定</td></tr></tbody></table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	当初	～R8.3 実施設計完了 →●	R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.5～7 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.9 議会報告(検証結果の報告) ●					建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	変更後	～R8.3 実施設計完了 →●	R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.11頃 議会報告 (専門家検証の中間報告)	R9.4 議会報告(検証結果の報告) ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 → R9.夏 庁内意思決定 (経営会議) ★ R9.8頃 議会報告 (事業実施の可否) ●				建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																										
当初	～R8.3 実施設計完了 →●	R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.5～7 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.9 議会報告(検証結果の報告) ●																												
		建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定																												
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																										
変更後	～R8.3 実施設計完了 →●	R8.4 議会報告(整備工事費の金額) ● R8.7～R9.3 専門家検証 → 庁内審査会(高騰要因の精査) → R8.11頃 議会報告 (専門家検証の中間報告)	R9.4 議会報告(検証結果の報告) ● R9.4～R9.6 庁内審査会で出た課題の整理 → R9.夏 庁内意思決定 (経営会議) ★ R9.8頃 議会報告 (事業実施の可否) ●																											
		建設業界を取り巻く状況を考慮しながら、 予算計上・工事実施のスケジュールを設定																												

3 照査業務の内容

設計コンセプトを達成する実施設計となっているか、設計図面等をもとに照査を行い、施工性や工法及び工事費について妥当な計画となっているか専門家の意見を伺う。

(1) 設計コンセプト

ア 世代を繋ぎ、居場所を育て続ける「本の里」

イ 屋根のある公園・屋根のない複合施設

(2) 計画内容（工法）の妥当性

ア 混構造（鉄筋コンクリート造と鉄骨造の組み合わせ）

イ 多角形な建物形状

ウ 柱のない交流ひろば

エ 吹き抜けの採用

オ 2階床スキップフロア（目線をずらすため段差を設けた中2階）

カ 南北線や亀田トレイン公園側の大ガラス面の採用

(3) 建設コスト（工事費）の妥当性

ア 物価・人件費上昇による建設費への影響

イ 工期・コスト比較

4 今後の方針

専門家検証の内容について、中間段階及び終了時点で議会に報告するとともに、庁内審査会で客観的な検証を行い、最終的な事業方針を決定する。

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件名	梅田図書館及び梅田地域学習センターの指定管理期間の延長について																																														
所管部課名	<u>地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館</u> 生涯学習支援課																																														
内容	梅田図書館の指定管理期間は令和8年度、梅田地域学習センターの指定管理期間は令和9年度までとなっている。次期指定管理者公募に関して、足立区立図書館条例第5条第2項に定める「特別の事情」に該当する事由が生じ、指定管理期間について延長する必要があるため、次のとおり報告する。 1 指定管理期間の延長理由について (1) 梅田図書館 梅田八丁目複合施設（以下、「複合施設」）の整備方針決定が令和9年夏頃の見込みであり、現時点では整備の可否を踏まえた指定管理期間を設定できないことから、令和9・10年度の2年間を延長する。 (2) 梅田地域学習センター 梅田図書館と一体的に管理を行っていることから、次回の公募時期を梅田図書館と合わせるため、令和10年度の1年間を延長する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館 変更前※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>図書館 変更後</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>梅田 センター</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>庁内の 動き</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 梅田図書館については、公募を実施した令和4年度時点において、当該施設の移転先である複合施設の開設が当初令和9年度（令和10年1月）を予定していたため、本来の指定期間である5年間ではなく、令和8年度末（令和9年3月末）までの4年間とした。								令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	図書館 変更前※								図書館 変更後								梅田 センター								庁内の 動き							
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																								
図書館 変更前※																																															
図書館 変更後																																															
梅田 センター																																															
庁内の 動き																																															

2 公募によらず延長する理由について

指定管理期間が短期間であるため、初期投資や人材確保が必要となる新規事業者の参入が困難となることから、公募によらず現指定管理者を候補者とする。

3 現指定管理者について

梅田地域学習センター・梅田図書館・梅田体育館の指定管理者
みんなでつくるあだちの未来共同事業体

(1) 代表団体

株式会社小学館集英社プロダクション（センター・体育館）

(2) 構成団体

ア 株式会社図書館流通センター（図書館）

イ 野村不動産パートナーズ株式会社（施設管理）

4 スケジュール

時期	内容
9 月	選定審査会委員委嘱
9 月～10 月	財務状況調査、労働条件審査
10 月～11 月	選定審査会実施（候補者選定）
12 月	区議会第4回定例会に指定管理者の再指定の議案を上程

5 今後の方針

選定審査会の承認及び議会の議決が得られた際には現指定管理者に再指定する。